

会津坂下町空家等除却推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津坂下町空家等対策計画に基づき、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、会津坂下町空家等除却推進事業補助金（以下「補助金」という。）を空家等の除却を行おうとする者に対し、会津坂下町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年会津坂下町規則第9号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 特定空家等 空家法第2条第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等であり、会津坂下町空家等対策審議会により認定されたものをいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものであり、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の規定による評価を町職員及び有資格者等の複数人で判定を行った結果、平均点が100点を超えた空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家法第5条及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に基づき特定した

空家等の所有者及び管理者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）

は、特定空家等、不良住宅及び空家等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存し、1年以上使用されていないこと。
- (2) 主に居住の用に供されていた建築物である（小屋、倉庫等ではない）こと。
- (3) 個人が所有するもの
- (4) 同一敷地内及び隣接地に所有者等が使用している建築物が存在しないこと。
- (5) 所有者等の他に補助対象空家等の共有者や相続人等がいる場合は、該当者全員から除却についての同意を得られていること。
- (6) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権利者からの同意がある場合を除く。
- (7) 特定空家等においては、自主的対応が可能な者に対する空家法第22条第3項に規定する命令に係る部分を除いたもの
- (8) 空家等においては、除却後の跡地が地域活性化のために10年以上活用されるもの。ただし、除却後の跡地が地域活性化のために10年以上活用されない空家等について、補助金の額を減じた上で補助対象空家等とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた空家等についても補助対象空家等とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産台帳

又は、固定資産納税通知書) に所有者等として登録されている者又はその相続人等

(2) 町税その他使用料等を滞納していない者

(3) 会津坂下町暴力団排除条例(平成24年会津坂下町条例第2号)に規定する暴力団又は暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた者についても補助対象者とする。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が契約する補助対象空家等の除却工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により一般建設業の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定により登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事であること。

(2) 補助金の交付決定通知後に着手された工事であること。

(3) 補助金の交付申請をした年度内に完了する工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、次に掲げる除却に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とし、登記事項証明書又は固定資産の納税証明書に記載された延べ床面積1平方メートルにつき木造住宅で31,000円、非木造住宅で44,000円を限度とする。

(1) 補助対象工事の工事費

(2) 補助対象工事により生じた廃棄物等(家財やその他の残置物等を除く。)の処分費

(3) 補助対象工事に係る諸経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、補助金の限度額は、別表に定めるところによる。

（事前協議）

第8条 補助対象者は、次条に定める補助金交付申請を行う前に会津坂下町空家等除却推進事業補助金事前協議申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- （1） 本人確認書類
- （2） 登記事項証明書
- （3） 位置図
- （4） 現況写真
- （5） 誓約書（様式第2号）
- （6） 土地利用計画書（第3条第1項第8号の規定により、除却後の跡地が地域活性化のために10年以上活用されるものに限る。任意様式）
- （7） 会津坂下町空家等除却推進事業補助除却工事同意書（所有者等以外に共有者、相続人等がいる場合に限る。様式第3号）
- （8） その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容について調査を行い会津坂下町空家等除却推進事業補助金調査回答書（様式第4号）により、補助対象者に通知する。

（補助金交付申請）

第9条 補助対象者は、前条の規定による申請を行った後会津坂下町空家等除却推進事業補助金交付申請書（様式第5号）のほか、次に掲げる書類を添付し、補助金交付申請しなければならない。

- （1） 工事見積書の写し（工事内容の詳細と金額が分かるもの）
- （2） 納税証明書
- （3） 第3条第1項第8号の規定により、除却後の跡地が地域活性化のた

めに10年以上活用されるものにおいては、地域活性化の用途に供する土地
利用契約書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を確認し、適
当であると認めた場合は、会津坂下町空家等除却推進事業補助金交付決定通
知書（様式第6号）により、補助対象者に通知する。

（申請内容の変更又は中止）

第10条 前条の補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）
は、申請内容を変更し、又は中止しようとする場合は、会津坂下町空家等
除却推進事業補助金交付変更（中止）申請書（様式第7号）のほか、変更
に係る書類を添付し、申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を確認し、適
当であると認めた場合は、会津坂下町空家等除却推進事業補助金変更（中
止）承認決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了した場合は、完了の日から30日
以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、会
津坂下町空家等除却推進事業補助金実績報告書（様式第9号）のほか、次
に掲げる書類を添付し、報告しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事の請求書又は領収書の写し（工事費の内訳が確認できるもの）

(3) 工事写真（施工前、施工中及び竣工）

(4) 廃棄物等の処分状況が確認できる書類（マニフェスト）

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告内容を確認し、
適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、会津坂下町空家等除却

推進事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知する。

（補助金交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合は、会津坂下町空家等除却推進事業補助金請求書（様式11号）のほか、通帳の写し（口座名義、口座番号が確認できるもの）を添付し、補助金の請求を行わなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の規定により、交付の決定を取り消す場合は、会津坂下町空家等除却推進事業補助金交付決定取り消し通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されていた場合は、補助金を返還させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

申請区分	跡地利用制限	補助限度額
特定空家等	制限なし	1,000,000円
不良住宅	制限なし	1,000,000円
空家等	地域コミュニティ活性化 のために10年間活用	1,000,000円
空家等	制限なし	500,000円